

日本水道協会水道用品検査手数料等に関する規則

昭和55年 9月11日制定
 昭和57年11月29日改正
 昭和61年12月 8日改正
 昭和63年 2月25日改正
 平成 2年 4月10日改正
 平成 9年 4月17日改正
 平成11年 4月 1日改正
 平成12年 2月 8日改正
 平成15年 3月31日改正
 平成17年11月16日改正

(目 的)

第1条 この規則は、日本水道協会水道用品に係る検査手数料等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の種類及び金額)

第2条 前条の検査手数料等の種類及び額は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 水道用品検査手数料 | 別表 1 |
| (2) 水道用品最低保証検査手数料 | 別表 2 |
| (3) 検査証明書の分割・再発行手数料 | 別表 3 |
| (4) 水道用品試験手数料 | 別表 4 |

2. 国外における検査業務の手数料は、前項第1号及び第2号に定める各検査手数料の2倍とする。

3. 第1項及び第2項に掲げる手数料等の納入額は、同項に掲げる金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率（以下「消費税率」という。）を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び当該消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第266号）第72条の83に規定する税率（以下「地方消費税率」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4. 前項の納入額は、消費税率及び地方消費税率の改正があった場合は施行の日から適用する。

(疑義の解釈)

第3条 前条の運用解釈に疑義が生じた場合は、検査部長の定めるところによる。

付 則

1. この規則は、昭和58年3月1日から施行する。
2. この規則の施行に伴い、水道用品試験手数料（水協発第1049号昭和51年2月20日）は廃止する。

付 則

1. この規則は、昭和62年3月1日から施行する。

付 則

1. この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成2年4月10日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成9年4月15日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

ただし、第2条第2号別表2に定める半日最低保証検査手数料は、平成9年7月1日より廃止する。

付 則

1. この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1. この規則は、平成17年11月16日から施行する。

別表 1 水道用品検査手数料

I 管 類

(1) 鋳 鉄 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	—	トン	800	ダクタイル鋳鉄直管
異 形 管	250以下		2,350	ダクタイル鋳鉄異形管・継手（塩ビ管用）、割 T 字管、フランジ長管、ベンチュリー管、弁開閉台、ビクトリック継手、サドル付分水栓のサドル機構（FCD、SCS、CAC）等
	300以上		2,000	

(注) 1. 弁付割 T 字管は、弁類の検査手数料を加算する。

2. 副管 (B) は、実口径による。

(2-1) 鋼 類 (鋼 原 管)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	25以下	トン	510	塗覆装鋼管・亜鉛めっき鋼管・硬質塩化ビニルライニング鋼管・耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管・ポリエチレン粉体ライニング鋼管の原管
	30～300		800	
	350以上		1,080	
異 形 管	—	トン	1,600	塗覆装鋼管異形管及びその他鋼板製異形管・継手、圧力緩衝タンク
推進用鋼管	—		2,410	塗覆装及びモルタルを含む

(注) 1. 弁付割 T 字管は、弁類の検査手数料を加算する。

2. セグメントは直管検査手数料（呼び径350以上）の $\frac{1}{2}$ とする。

3. 直管において、管端にキャンパー加工を行ったものは、異形管の手数料を適用する。

4. 二重管の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管（異形管＋内面防食加工）の単価に1.5を乗じた金額とする。

(2-2) 鋼 類 (ステンレス鋼原管)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
直 管	25以下	トン	1,800	
	30以上		2,850	
異 形 管	－		4,280	給水タンク (ステンレス製)

(注) 二重管の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管 (異形管) の単価に1.5を乗じた金額とする。

(3) 非 鉄 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
鉛 管	25以下	トン	1,180	
	30以上		1,870	
銅 管	25以下	トン	1,180	内面錫めっき
	30以上		1,870	

(注) 銅管の内面錫めっき検査手数料は、管防食加工Ⅰ (亜鉛めっき) の $\frac{1}{2}$ を加算する。

(4) 樹 脂 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
硬質塩化 ビニル管	25以下	トン	1,260	耐熱性硬質塩化ビニル管
	30以上		1,990	強化プラスチック複合管
ポリエチ レン 管	25以下	トン	2,530	海底管 (鉛質量を除く) 架橋ポリエチレン管
	30以上		4,010	ポリブテン管、配水用ポリ エチレン管

(注) 二重管の検査手数料は、外套管の材質、防食加工の有無にかかわらず、内套管の単価に1.5を乗じた金額とする。

Ⅱ 接合部品類

(1) 鋳鉄類

種 別		呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
接合部品 Ⅰ 類		250以下	トン	2,350	特殊押輪，離脱防止金具等 を含む
		300以上		2,000	
ボルト・ ナ ッ ト		M20以下	本	1.7	腐食防止用ナットを含むダ クタイトル鋳鉄品 (FCD)
		M21以上		2.5	
特殊押 輪 用	ボルト	M20以下	本	1.2	鋳鉄製ボルト
		M21以上		1.7	
	ナット	M20以下		0.5	鋼製ナット・鋳鉄製ナット シールキャップ (Ⅱ類)
		M21以上		0.8	

(注) 1. ボルト・ナットの防食加工手数料は，ボルト・ナットの $\frac{1}{3}$ とする。ただし，焼付防止加工及びめっきを除く。

なお，1本当たりの単価は，別表2の(注)7.を参照。

2. ボルト・ナットの検査合格品にコーティング・めっきを施した場合は，ボルト・ナットの $\frac{1}{3}$ の手数料とする。

なお，1本当たりの単価は，別表2の(注)7.を参照。

(2) 鋼 類

種 別		呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
接合部品 Ⅰ 類		250以下	トン	2,350	結合ピース
		300以上		2,000	
ボルト・ ナ ッ ト		M20以下	本	1.2	炭素鋼品 (SS) ステンレス鋼品 (SUS) ステンレス鋳鋼品 (SCS) ボルト単体も適用
		M21～M30		1.7	
		M31～M45		3.4	
		M46以上		5.1	

(注) 1. ボルト・ナットの防食加工手数料は，ボルト・ナットの $\frac{1}{3}$ とする。ただし，焼付防止加工を除く。

なお，1本当たりの単価は，別表2の(注)7.参照。

2. ボルト・ナットの検査合格品にコーティング・めっきを施した場合は，ボルト・ナットの $\frac{1}{3}$ の手数料とする。

なお，1本当たりの単価は，別表2の(注)7.参照。

(3) 樹脂類 ゴム類を含む

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
バックアップ リ ン グ ・ ビニルチューブ	50～150	個	3.5	
	200～400		6.7	
	450～600		12	
	700～900		20	
	1000～1500		58	
	1600～2000		125	
	2001以上		215	

Ⅲ 弁 類

(1) 鑄鉄類・鋼類・樹脂類

呼び径	単位	検査手数料 (円)			付 記
		弁	内面防食	外面防食	
50	個	285	78	39	弁の種類 仕切弁, 補修弁, 副弁 (副仕切弁), バタフライ弁, フランジレスバタフライ弁, 空気弁 (単口, 双口, 急速), 逆止弁, ストレーナ (弁/2), 渦巻流量計
75 (80)	個	325	90	45	
100	個	400	100	50	
125	個	480	130	65	
150	個	560	140	70	
200	個	725	180	90	
250	個	1,010	260	130	
300	個	1,130	280	140	
350	個	1,360	350	175	
400	個	1,620	410	205	
450	個	1,940	490	245	
500	個	2,330	580	290	
600	個	3,240	820	410	
700	個	4,530	1,140	570	
800	個	5,960	1,490	745	
900	個	6,860	1,720	860	防食の種類 樹脂粉体塗装, ゴムライニング (バタフライ弁の開閉止水機構部を除く), 液状エポキシ樹脂塗装, タールエポキシ樹脂塗装
1,000	個	8,160	2,040	1,020	
1,100	個	9,450	2,380	1,190	
1,200	個	11,400	2,840	1,420	
1,350	個	14,200	3,560	1,780	
1,500	個	19,400	4,860	2,430	
1,600	個	22,000	5,500	2,750	
1,650	個	24,600	6,160	3,080	
1,800	個	28,500	7,120	3,560	
2,000	個	35,000	8,740	4,370	
2,100	個	38,900	9,720	4,860	
2,200	個	40,100	10,000	5,000	
2,400	個	45,600	11,400	5,700	
2,600	個	51,000	12,800	6,400	
2,601以上 (100増すごと)	個	2,720 加算	690 加算	345 加算	

(注) 1. 補修弁又は副弁付の検査手数料は, 次による。

(1) 主弁に補修弁又は副弁を組み合わせた場合は, 補修弁又は副弁検査手数料を加算する。

(2) 主弁に副弁が内蔵されている場合は, 副弁検査手数料の $\frac{1}{2}$ を加算する。

2. 空気弁の呼び径13~25は呼び径50の検査手数料を適用する。

3. 部品の検査手数料は, 当該検査手数料の $\frac{1}{2}$ とする。4. 部品の防食検査手数料は, 内面防食検査手数料の $\frac{1}{3}$ とする。ただし, 外面の場合は, 外面防食検査手数料の $\frac{1}{3}$ とする。

5. 空気弁 (単口) のボール弁又は栓 (呼び径13~25) の手数料は, (2)青銅鑄物製弁を加算する。

6. 部品及び部品の防食検査手数料の単価の算出は, 別表2の(注)7. 参照。

(2) 弁類（鑄鉄類・非鉄類・樹脂類）

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
青銅鑄物製弁 (黄銅鑄物製 弁を含む)	13～25	個	17	弁類（安全弁，減圧弁，電 磁弁，定流量弁等），ボー ルタップ，小形逆止弁，ス テンレス球形弁，水撃防止 器，流量センサー等，スト レーナ（CAC），減圧式逆 止弁，歯科用バルブ
	30～50		71	
鑄鉄製弁	13～25		17	合成樹脂弁等
	30～40		71	
小 形 弁	13～25		3	ダイヤフラム

- (注) 1. 青銅鑄物製弁の呼び径50を超えるものは，弁類の検査手数料を適用する。
 2. 電磁弁の連結式のものは，1個増すごとに当該検査手数料の $\frac{1}{2}$ を加算する。
 3. ストレーナについては，青銅鑄物製弁及び鑄鉄製弁検査手数料の $\frac{1}{2}$ とする。
 4. 減圧式逆流防止器に一体で付属する水道用品は，各々の当該検査手数料の $\frac{1}{2}$ を加算する。

Ⅳ 栓 類

(1) 鋳鉄類

① 消火栓

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
地下式（単口）	個	325	空気弁付は、空気弁 $\frac{1}{2}$ を加算
地下式（双口）		650	
地上式		1,300	
空気弁付消火栓（双口）		650 + 弁 $\frac{1}{2}$	

(注) 1. 補修弁（副弁）付の検査手数料は、次による。

- (1) 消火栓又は空気弁付消火栓に補修弁を組み合わせた場合は、補修弁検査手数料を加算する。
- (2) 消火栓又は空気弁付消火栓に補修弁が内蔵されている場合は、補修弁検査手数料の $\frac{1}{3}$ を加算する。
2. 部品の検査手数料は、当該手数料の $\frac{1}{2}$ とする。
3. 防食加工の検査手数料は、弁類を適用する。

(2) 非鉄類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
止水栓・ 分水栓	13～25	個	17	サドル付分水栓のサドル機構は鋳鉄異形管を適用し加算する。
	30～50		71	

V 継 手 類

(1) 鋳 鉄 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
亜鉛めっき鋼管用継手の原管・ライニング鋼管用管端防食継手の原管 (FCMB)	25以下	トン	5,060	
	30以上		8,030	

(2) 鋼 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
亜鉛めっき鋼管用継手の原管・ライニング鋼管用管端防食継手の原管 (SS)	25以下	トン	5,060	
	30以上		8,030	
ステンレス鋼管継手 (SUS) (ハンダ式・プレス式)	25以下	個	1.2	
	30～50		3.9	
ステンレス鋼管継手 (SUS) (伸縮式・圧縮式)	25以下	個	11	
	30～50		50	
フレキシブル継手・波状管	25以下	個	8	1 m を超えるものは、m ごとに当該検査手数料の $\frac{1}{2}$ を加算する。
	30～50		26	

(3) 非 鉄 類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
ステンレス鋼管継手 (CAC) (ハンダ式)	25以下	個	3.2	
	30～50		10	
ステンレス鋼管継手 (CAC) (伸縮式・圧縮式)	25以下	個	11	
	30～50		50	
ポリエチレン 管金属継手	25以下	個	11	メカニカル継手、塩化ビニル管金属継手、架橋ポリエチレン管金属継手、ポリブテン管金属継手
	30～50		50	
青銅鋳物製継手 (銅管継手含む)	25以下	トン	4,320	メカニカル継手以外
	30以上		6,860	

(4-1) 樹脂類 (塩化ビニル管継手)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
継 手	25以下	個	0.5	強化プラスチック管継手を 含む フランジも適用
	30～50		0.9	
	75～100		4	
	150		5.6	
	200		8	
	250～500 (50増すごと)		4 加算	
	501以上 (100増すごと)			

- (注) 1. 管端コア (ゴム製を含む) は、塩化ビニル管継手検査手数料の $\frac{1}{2}$ とする。
 2. 1個当たりの単価は、別表2の(注)7.参照。

(4-2) 樹脂類（ポリエチレン管継手）

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
継 手	25以下	個	0.9	架橋ポリエチレン管継手・ ポリブテン管継手を含む ポリエチレン製分水栓用サ ドル機構
	30～50		1.8	
	75～100		8	
	150		11.1	
	200		16.1	
	250～500 (50増すごと)		8 加算	
	501以上 (100増すごと)			

Ⅵ 伸縮管類（鑄鉄類・鋼類・ゴム類）

呼び径	単位	検査手数料（円）						付 記
		伸縮管 A			伸縮管 B			
		完成品	原管	塗覆装	完成品	原管	塗覆装	
75（80）	個	170	119	51	255	179	76	伸縮管 A の種類 ビクトリック伸縮管， フレキシブル伸縮管， ナールドパイプ，スネークパイプ，制水扉，フラップ弁，ノーリターンバルブ，非気密形弁，制水弁扉，ボールジョイント可撓管（SCS），伸縮配水ポリ継手，テレスコープ弁（鋼板製）
100	個	205	144	61	310	217	93	
125	個	245	172	73	370	259	111	
150	個	285	200	85	425	298	127	
200	個	365	256	109	550	385	165	
250	個	505	354	151	760	532	228	
300	個	570	399	171	855	599	256	
350	個	685	480	205	1,030	721	309	
400	個	815	571	244	1,220	854	366	
450	個	970	679	291	1,460	1,022	438	
500	個	1,170	819	351	1,750	1,225	525	伸縮管 B の種類 ベローズ形伸縮管，ゴム可撓管，ゴムホース
600	個	1,620	1,134	486	2,430	1,701	729	
700	個	2,270	1,589	681	3,400	2,380	1,020	
800	個	2,980	2,086	894	4,470	3,129	1,341	
900	個	3,430	2,401	1,029	5,150	3,605	1,545	
1,000	個	4,080	2,856	1,224	6,120	4,284	1,836	
1,100	個	4,730	3,311	1,419	7,090	4,963	2,127	
1,200	個	5,700	3,990	1,710	8,550	5,985	2,565	
1,350	個	7,120	4,984	2,136	10,700	7,490	3,210	
1,500	個	9,710	6,797	2,913	14,600	10,220	4,380	
1,600	個	11,000	7,700	3,300	16,500	11,550	4,950	
1,650	個	12,300	8,610	3,690	18,500	12,950	5,550	
1,800	個	14,200	9,940	4,260	21,400	14,980	6,420	
2,000	個	17,500	12,250	5,250	26,200	18,340	7,860	
2,100	個	19,400	13,580	5,820	29,100	20,370	8,730	
2,200	個	20,100	14,070	6,030	30,100	21,070	9,030	
2,400	個	22,800	15,960	6,840	34,200	23,940	10,260	
2,600	個	25,500	17,850	7,650	38,300	26,810	11,490	
2,601以上 （100増すごと）	個	1,360 加算	952 加算	408 加算	2,040 加算	1,428 加算	612 加算	

- (注) 1. 伸縮部 2 箇所以上の伸縮管は、伸縮部 1 箇所増すごとに当該検査手数料の $\frac{1}{2}$ を加算する。
 2. 制水扉で長方形のものは、長短 2 辺の和の $\frac{1}{2}$ の直近上位の呼び径を適用する。
 3. 塗覆装を施さない伸縮管は完成品の手数料を適用する。
 4. 50mm 以下のゴム可撓管は、継手類のフレキシブル継手を適用する。
 5. 50mm 以下のベローズ形伸縮管は、伸縮管 B の呼び径 75 (80) の単価を適用する。

Ⅶ 鉄 ふ た 類

(1) 鋳鉄類

種 別	質 量	単位	検査手数料 (円)	付 記
鉄 ふ た	－	トン	1,010	
鋳鉄製栓篋	－			止水栓篋, 水抜栓篋
メータます 本 体 (ふた・胴)	15kg 以下	個	32	
	15kg 超えるもの		45	
メータます 底 板	15kg 以下		19	
	15kg 超えるもの		32	

(2) 非金属類 (コンクリート)

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
非 金 属 製 栓 篋	75 (胴径)	個	5.3	止水栓篋, 水抜栓篋
	100 (胴径)		6.7	
	150 (胴径)		8.5	

(3) 鋼 類

種 別	質 量	単位	検査手数料 (円)	付 記
メータます 本 体 (ふた・胴)	15kg 以下	個	32	ステンレス製
	15kg 超えるもの		45	
メータます 底 板	15kg 以下		19	
	15kg 超えるもの		32	

(4) 樹脂類

種 別	質 量	単位	検査手数料 (円)	付 記
メータます 本 体 (ふた・胴)	15kg 以下	個	32	
	15kg 超えるもの		45	
メータます 底 板	15kg 以下		19	
	15kg 超えるもの		32	
栓 筐	75 (胴径)	個	5.3	止水栓筐，水抜栓筐
	100 (胴径)		6.7	
	150 (胴径)		8.5	

(5) レジンコンクリート製ボックス

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
レジンコンクリート製 ボックス	－	トン	800	

Ⅷ 水密保持用ゴム類

(1) ゴム輪

呼び径	単位	検査手数料 (円)					付 記	
		铸铁管用		ドレ ッサー ジョイ ント用	塩化ビニル管用			ステン レス鋼 管継手
		A	B		Oリング	ゴム輪形		
25以下	個						0.2	铸铁管用 A 铸铁管 A 形, 空気 弁, 消火栓, 仕切 弁ふた, 伸縮管, ピクトリック継手, フランジガスケッ ト, 補修弁の弁座 ゴム (パタフライ 弁形式)
30～ 50							0.8	
50～ 150		2.7	3.5	0.8	0.8	3.5		
200～ 400		5.3	6.7	1.4				
450～ 600		8	12	4				铸铁管用 B 铸铁管 T 形, K 形, U 形, KF 形, UF 形, S 形, SII 形, US 形, PI 形, P II 形用バックアッ プリング (離脱防 止用), NS 形芯出 しゴム
700～ 900		13	20	6.7				
1,000～1,500		39	58	19				
1,600～2,000		84	125	39				
2,001以上		140	215	71				

- (注) 1. 仕切弁用は, 長短 2 辺の和の $\frac{1}{2}$ の直近上位の呼び径を適用する。
 2. 塩化ビニル管用ゴム輪呼び径40以下は3.5円とし, 呼び径200以上は铸铁管 B を適用する。
 3. Oリング呼び径40 (塩ビ管用含む) 以下は(2)その他ゴムを適用, 呼び径200以上はドレッサージョイント用を適用する。

(2) その他ゴム

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
円すいゴム	25以下	100 個	17	グラッドパッキン, KF 形用シールリ ング, ユニオンゴム (分水栓コア) を含む
	30以上		26	
サドル パッキン	25以下		24	
	30以上		39	
水栓用コマ	25以下		8	
	30以上		13	
板 ゴ ム	—	m ²	26	弁座ゴム, パタフライ弁の 弁箱シートを含む

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
O リ ン グ	25以下	個	0.1	
	25を超え50以下		0.4	
	50を超え150以下		0.8	

Ⅹ 防食加工類

(1) 管防食加工Ⅰ

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)		付 記
			直 管	異形管	
塗 覆 装	—	トン (原管 質量)	550	800	両面防食 鋼管
液状エポキシ 樹脂塗装	—		550	800	両面防食 鋼管, 鋳鉄管
エポキシ樹脂 粉体塗装	—		550	800	両面防食 鋼管, 鋳鉄管
亜鉛めっき	25以下		350	800	両面防食 鋼管
	30以上		550		
錫めっき	25以下		350	—	両面防食 鋼管
	30以上		550		
硬質塩化ビニ ルライニング	25以下		360	800	片面防食 鋼管, ナイロ ンコーティング
	30以上		570		
ポリエチレン粉 体ライニング	25以下		360	800	片面防食 鋼管, 鉛管
	30以上		570		

- (注) 1. 両面防食のものを片面防食のみ行った場合は1/2とする。
 2. 光明丹等のサビ止め塗装は、確認行為を伴った場合のみ塗覆装の検査手数料を適用する。
 なお、液状エポキシ・タールエポキシ樹脂塗装で、確認行為を伴わない場合は、検査手数料を請求しない。
 3. 塩化ビニル、ポリエチレン、ナイロン、ポリウレタン等の外面防食は、塗覆装の検査手数料を適用する。
 4. 原管質量とは、管防食加工前の鋼管及び鋳鉄管の質量とする。

(2) 管防食加工Ⅱ

種 別	単 位	検査手数料 (円)	付 記
モルタルライ ニング	トン (モルタル質量)	800	鋳鉄管, 鋼管 鋼弦コンクリート管
コンクリートラ イニング	トン (コンクリ ート質量)	400	

(3) 管防食加工Ⅲ

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
ポリエチレン ス リ ー プ	75～150	枚	0.8	
	200～400		1.4	
	450～600		4	
	700～900		6.7	
	1000～1500		19	
	1600～2000		39	
	2001以上		71	

(4) 継手防食加工

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
亜鉛めっき	25以下	トン (原管 質量)	3,430	
	30以上		5,440	
樹脂コーティ ング	25以下		5,060	
	30以上		8,030	

X その他

(1) 水栓類

種 別	呼び径	単位	検査手数料 (円)	付 記
給 水 栓	13～25	個	17	給水栓、洗浄弁、表洗管ノズル、バキュームブレーカ、スプリンクラーヘッド等
湯水混合水栓			32	湯水混合水栓、ハンドシャワー付水栓、ミキシングバルブ等
不 凍 水 栓	13～25		44	
	30～50		170	
水 栓 柱	13～25		29	

- (注) 1. 部品の検査手数料は、当該検査手数料の1/2とする。
 2. シャワーヘッド、吐水口の検査手数料は、給水栓の1/2とする。

(2) 給水機器

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
瞬間沸湯器	個	75	ガススチーム
給水給湯機器		75	貯湯・貯蔵湯沸器、ふろがま、冷水器、自動販売機、製氷機、太陽熱集熱器、うがい器、給湯タンク、洗浄装置付便座、洗浄弁付便器、食器洗い機等

(3) 浄水器

呼 び 径	単位	検査手数料 (円)	付 記
13～25	個	17	浄水器付水栓(水栓+浄水器× $\frac{1}{2}$)
30～50		71	活水器 (50mm を超えるものは、 50mm 増すごとに $\frac{1}{2}$ 加算)

(注) 交換用カートリッジは、 $\frac{1}{2}$ の検査手数料とする。

(4) メータ着脱装置

呼 び 径	単位	検査手数料 (円)	付 記
13～25	個	17	付加機能 (止水機能+逆止弁) × $\frac{1}{2}$ を加算
30～50		71	

(5) 配管ユニット

呼 び 径	単位	検査手数料 (円)	付 記
25以下	個	49	総延長 3 m 未満は、「継手類」と しフレキシブル継手を適用する。
30～50		78	

(6) 器具ユニット

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
給 水 栓 数 1 個	個	89	流し台、洗面台、便器、洗髪台、 多機能シャワー、ロータンク等
給水栓(吐水口、シャワー ヘッド含む) 1 個増すごと		12加算	

(注) ロータンク (ボールタップ検査品) は、 $\frac{1}{2}$ の検査手数料とする。

(7) 設備ユニット

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
2 点セット	個	122	給水加圧ポンプシステム
3 点セット		180	
4 点セット		246	
給水栓 1 個増すごと		12加算	

別表 2 水道用品最低保証検査手数料

種 別	最低保証検査手数料 (円)	備 考
年間最低保証検査手数料	6,400,000	検査員 1 名につき
一回最低保証検査手数料	24,000	検査 1 回につき

- (注) 1. 一回最低保証検査手数料は、一回の検査手数料の額が、一回最低保証検査手数料の額に満たない場合に適用する。
2. 年間最低保証検査手数料は、指定検査工場について、1 年間の検査手数料の合計額が、年間最低保証検査手数料の額に満たない場合に適用する。
3. 鋼管類、弁類、伸縮管類、及びゴムについて検査完了までに複数日を要する場合は、検査完了までの検査手数料の額と、検査に要した日数に一回最低保証検査手数料の額を乗じた額とを比較し、多いものを請求する。
4. 検査のため管外出張した場合、旅行に要した日数は検査日に含める。
5. 試料採取立会いについて
- (1) 検査業務に従事している工場において、他社の試料採取の立会いをを行った時は、一回最低保証検査手数料の額の $\frac{1}{2}$ を請求する。
 - (2) 同一工場において、同時に 2 社以上の試料採取の立会いを行ったときは、それぞれ 1 回最低保証検査手数料の額の $\frac{1}{2}$ を請求する。
 - (3) 検査の申し込みがあった工場から、同一日に、複数の工場での試料採取の立会いをを行ったときは、その工場へ、複数の工場毎に一回最低保証検査手数料を請求する。
6. 不合格ロットについて
- 抜取検査方法その 3 を適用した品種の不合格ロットについては、他に検査がない場合のみ、一回最低保証検査手数料を請求する。
7. 検査手数料の $\frac{1}{2}$ 及び $\frac{1}{3}$ を適用する場合は、小数点以下第 2 位まで求め、小数点以下第 2 位の値を四捨五入して求められた小数点以下第 1 位の値をその単価とする。

別表 3 検査証明書の分割・再発行手数料

種 別	手 数 料 (円)	備 考
検査証明書 分 割	300	検査証明書 1 通につき
再 発 行	300	検査証明書 1 通につき
英文再発行	400	検査証明書 1 通につき

別表 4 水道用品試験手数料

(1) 金属関係

種 別	単位	検査手数料 (円)	付 記
引 張 試 験	1 個	680	荷重試験含む
硬 さ 試 験	1 個	430	ブリネル硬さ